

GA

Tokyo University of the Arts
Graduate School of Global Arts,
Department of Arts Studies and Curatorial Practices

東京藝術大学大学院
国際芸術創造研究科
アートプロデュース専攻

2022年度 履修便覧
博士後期課程

目 次

1.	大学院国際芸術創造研究科（博士後期課程）履修内規	1
（1）	教育内容及び履修方法	1
（2）	修了の要件	1
（3）	学位の授与	2
（4）	学位審査	2
（5）	在学延長の届出	4
（6）	学位論文の閲覧	4
	別表1「教育課程表」	5
	別表2「指導教員及び担当科目表」	6
2.	授業時間	7
3.	単位及び成績	7
4.	博物館学課程（学芸員資格）	9
5	学生生活	
（1）	学内在留時間	12
（2）	事務センター	12
（3）	連絡・伝達事項	12
（4）	授業料の納入	12
（5）	学生証	13
（6）	証明書	13
（7）	各種手続	14
（8）	その他	14
6.	規則	
（1）	東京藝術大学大学院学則（抄）	15
（2）	東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科規則	22
（3）	東京藝術大学学位規則（抄）	26

1. 大学院国際芸術創造研究科（博士後期課程）履修内規

本学の博士後期課程は、大学院修士課程の上に設置されたもので、芸術と社会の関係を研究・教授することにより、自ら新しい芸術文化のあり方を提示する実践的人材の養成を目的とするものである。

学生は、アートマネジメント研究領域、キュレーション研究領域、リサーチ研究領域のいずれかに属して専門の研究を深めると同時に、総合的な視野に立って豊かな見識を養うことが要請される。

(1) 教育内容及び履修方法

1) 教育内容

博士後期課程は、別表1「教育課程表」に示すとおりである。

2) 履修方法・履修登録

博士後期課程の学生は、その年度の研究内容に応じて、主任指導教員及び副指導教員との協議のうえ、大学院開設科目の中から必要な科目を履修すること。（学部開設科目、各センター開設科目は、単位習得できない。）

なお、研究内容によっては、個別の授業科目の開設を要請することができる。決定した履修科目は研究計画書とともに、毎年度所定の期日までに教務係へ届け出ること。履修登録は教務システム（キャンパスプラン）上で実施する。

3) 研究計画

博士後期課程の学生は、入学後すみやかに指導教員と協議の上、3年間の研究計画及び1年次の研究計画を立案したうえで、教務係（を通して教授会）へ報告し、2月には研究進捗状況報告書を提出することとする。2年次以上の学生は、各年度すみやかに「進捗状況報告会議」の開催を要請し、当年度の研究計画を立案したうえで、教務係へ報告し、年度末には研究進捗状況報告書を提出することとする。ただし、学位審査に合格した年次の研究進捗状況報告書の提出は要しない。

(2) 修了の要件

修了の条件は、東京藝術大学大学院学則19条によるものとする。ただし、同学則19条に定める修得単位「10単位以上」とは、別表1「教育課程表」に定める「以下の科目から計10単位以上を習得」を指し、「博士論文等」とは、アートマネジメント研究領域及びキュレーション研究領域にあっては「博士論文」又は「博士論文及び研究課題に関わる実践活動の成果報告書」を指し、リサーチ研究領域にあっては「博士論文」を指す。

(3) 学位の授与

博士後期課程を修了した者に対しては、「博士（学術）」の学位を授与する。学位の授与日は3月末または9月末とする。

学位の名称 日本語名称 博士（学術）
英語名称 Doctor of Philosophy

(4) 学位審査

1) 博士論文構想の提出

学位審査を受けようとする者は、本論文提出の前年度に行われる博士論文構想発表会において「博士論文構想」を提出すること。

2) 博士論文提出資格審査判定会議

学位審査を受けようとする者は、本論文提出の前年度2月頃（9月修了の場合はこの6か月前）に行われる博士論文提出資格審査判定会議において審査を受けること。その際、博士論文構想発表会を受けて加筆修正された「博士論文構想」を提出すること。

提出資格審査の申請は下記の表に基づき、6ポイントを取得した者が申請可能とする。

	3ポイント	2ポイント	1ポイント
国内外での論文や研究発表	国際的な学術誌での査読付き論文の発表	学術誌での査読付き論文の発表	国内外での論文発表（学会発表、小論文掲載を含む）
実施したプロジェクト	国際的な要素（海外からのゲスト招聘・国外での実施等）を含んだ 展覧会、コンサート、各種アートプロジェクト、ワークショップ、シンポジウムの企画・実施（報告書・カタログ・論考の作成を含む）	展覧会、コンサート、各種アートプロジェクト、ワークショップ、シンポジウムの企画立案（報告書・カタログ・論考の作成を含む）	予備的な位置付けの、展覧会、コンサート、ワークショップ、トーク等の実施や映像や書籍、雑誌などのメディア制作（報告書・カタログ・論考の作成を含む）

※ ポイントの加算については、審査教員による審査会によって判断される。

※ 全学生において、論文発表の項目で1ポイント以上を獲得すること。

※ プロジェクトを実施しない者は、査読付き論文の発表を1回以上含むこと。

3) 博士論文予備審査書類の提出

博士論文提出資格審査判定の合格者は、以下の期日に従い、予備審査に必要な書類を教務係に提出すること。なお、予備審査申請をする時点で休学中であっても予備申請書類の提出を認める。

1) 3月末に学位取得を希望する者は、当該年度の6月末とする。

2) 9月末に学位取得を希望する者は、前年度の12月末とする。

博士号取得において実践的活動を含む者は、これまでの活動報告書に加えて最終年度の活動計画書を提出すること。これらは博士学位論文の内容に含めて審査の対象となる。

4) 学位論文等の提出

予備審査に合格をした者は以下の期日に従い、学位資格審査申請書、博士論文並びに東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則第4条第1項で規定する書類を提出しなければならない。なお、博士論文はA4判とし、縦書き横書きいずれも可とする。論文執筆は日本語または英語を使用する。博士論文は製本した上4部を提出すること。なお、提出部数については、審査委員が3名以上の場合追加提出を要請する場合がある。

1) 3月末に学位取得を希望する者は、当該年度の10月末とする。

2) 9月末に学位取得を希望する者は、当該年度の4月末とする。

**※学位論文等の提出については、期限を厳守すること。
(原則として、期限後の論文提出は認めない。)**

なお、博士後期課程を中途退学した後、学位審査を願い出る場合は、論文博士による学位の申請の扱いとなる。

アートマネジメント研究領域及びキュレーション研究領域の学生に関しては、博士論文に併せて研究課題に関わる実践活動（展覧会、演奏会、アートイベント等）の成果報告書を博士論文の内容に含めて論文審査の対象とすることができる。成果報告書には①プロジェクト概要・要旨、②プロジェクトの概況（含む予算／決算）、③参加者の反応、④広報（ポスターやチラシ、メディアの反応など資料があれば添付）、⑤プロジェクト企画者による自己評価を含むものとする。またプロジェクトの写真や映像などの資料も添付することができる。

5) 審査日程

論文等の審査及び最終試験の日程については、審査委員会の定めるところによる。

6) 審査

博士論文等は総合的に審査される。

○参考：審査スケジュール（3月修了の場合）

1 年次	博士専門科目Ⅰの受講 博士特別科目Ⅰの受講 大学院開設科目の受講	6月頃 博士研究構想発表会 研究課題の設定→研究計画書の提出 2月頃 研究進捗状況報告会 進捗状況報告書の提出	国内外学術誌投稿 国内外学会発表 調査／プロジェクト
2 年次	博士専門科目Ⅱの受講 博士特別科目Ⅱの受講 大学院開設科目の受講	随時 博士論文構想発表会 →博士論文構想の提出 2月頃 博士論文提出資格審査判定会議 および研究進捗状況報告会 (審査対象は対象となる提出論文に加えて、主査となる指導教員との相談の上、学内外の学会等で発表した当該領域の学術論文及びプロジェクトを含むことができる)	国内外学術誌投稿 国内外学術誌論文発表 国内外学会発表 調査／プロジェクト
3 年次		6月頃 博士論文予備審査(予備論文提出) 10月末 学位論文等の提出 12月頃 博士論文最終審査会 1月頃 公開発表会 3月頃 学位認定	国内外学術誌論文発表 国内外学会発表

(5) 在学延長の届出

標準修業年限（3年）以内に学位取得ができないことが確定した場合は、直近の1月末までに、3年間の研究計画に係る「変更届」及び今後の「研究計画」を、教務係（を通して学位委員会）へ提出すること。また、中途退学する者及び在学年限が満了となる者は「退学届」を提出すること。

(6) 学位論文の閲覧

博士後期課程の学位論文等は、附属図書館において閲覧することができる。

附 則 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 「教育課程表」

以下の科目から計10単位以上を習得する。

科目区分	授業科目	履修年次			取得単位数			備考
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計	
	研究領域 特別研究指導	～						
選択 必修 科目	博士専門科目	2	2		4	8	10	
	博士特別研究	2	2		4			
	大学院開設科目	2			2	2		

卒業要件及び履修方法

3年以上在学し、以下の科目から計10単位以上を修得し、研究領域特別研究指導を受けた上で、論文の審査及び最終試験に合格すること。

なお、アートマネジメント研究領域及びキュレーション研究領域の学生に関しては、博士論文に併せて研究課題に関わる実践活動（展覧会、演奏会、アートイベント等）の成果報告書を提出し、博士論文とともに論文審査の対象とすることができる。

- ・選択必修科目（自身の専攻分野の博士専門科目・博士特別研究をそれぞれ4単位の計8単位。）
- ・大学院開設科目（2単位以上。東京芸術大学大学院の研究科で開設されている科目のうち、自研究領域以外の科目で、かつ各自の研究課題を踏まえた主任指導教員の指導に基づき、幅広い視野や研究者としての知識・技能を獲得するために必要な科目を選択・履修する。）

別表2 「指導教員及び担当科目表」

専攻	研究領域	指導教員名		担当科目名
アート プロ デュ ース	アート マネジ メント	教授	熊倉 純子 (くまくら すみこ)	博士専門科目Ⅰ・Ⅱ (アートマネジメントⅠ)
				博士特別研究Ⅰ・Ⅱ (アートマネジメントⅠ)
				研究領域特別研究指導
		准教授	箕口 一美 (みのぐち かずみ)	博士専門科目Ⅰ・Ⅱ (アートマネジメントⅡ)
				博士特別研究Ⅰ・Ⅱ (アートマネジメントⅡ)
				研究領域特別研究指導
	キュ レー シ ョ ン	教授	長谷川 祐子 (はせがわ ゆうこ)	博士専門科目Ⅰ・Ⅱ (キュレーションⅠ)
				博士特別研究Ⅰ・Ⅱ (キュレーションⅠ)
				研究領域特別研究指導
		教授	住友 文彦 (すみとも ふみひこ)	博士専門科目Ⅰ・Ⅱ (キュレーションⅡ)
				博士特別研究Ⅰ・Ⅱ (キュレーションⅡ)
				研究領域特別研究指導
	リ サー チ	教授	毛利 嘉孝 (もうり よしたか)	博士専門科目Ⅰ・Ⅱ (リサーチⅠ)
				博士特別研究Ⅰ・Ⅱ (リサーチⅠ)
				研究領域特別研究指導
准教授		清水 知子 (しみず ともこ)	博士専門科目Ⅰ・Ⅱ (リサーチⅡ)	
			博士特別研究Ⅰ・Ⅱ (リサーチⅡ)	
			研究領域特別研究指導	

2. 授業時間

時限	時 間
1	9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0
2	1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 1 0
3	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
4	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
5	1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 5 0

3. 単位及び成績

(1) 単位

本研究科における各授業科目の単位数は、1単位45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

1 単位に必要な授業時間数

講 義	15時間
演 習	15時間
実験、実習及び実技	30時間

(2) 成績

本研究科における各授業科目の成績は、「秀」「優」「良」「可」及び「不可」の評価をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」は不合格とする。

各授業科目は、総授業数の3分の2以上出席し、その試験（学期末または学年末）に合格することにより所定の単位が授与される。

－評価基準－

秀	優	良	可	不可
100～95	94～80	79～60	59～50	49以下
As	A	B	C	D

※ 論文等の学位審査における成績評価も同じ評価をもって表し、可以上を合格とする。

成績発表は前期及び後期の末に行うので、教務システム又は千住校地正面自動ドア脇及び上野校地学生課前内に設置された証明書自動発行機により各自確認すること。

修了者へは修了式（例年3月25日）の際に、学位記に添えて交付する。

(3) 通年授業の単位分割制度の取扱いについて

(平成29年5月11日 教授会決定)

(平成30年9月26日 教授会改正)

年度途中で休学をするとき、下記の条件を満たす場合に限り、特例として、通年の授業でも半期ずつの単位（本来の単位数の半分）が認められる。

① 単位分割が認められる場合：

- a. 外国の正規の学校制度による大学・大学院又は、それらに相当すると認められている教育機関の課程に在学する場合。
- b. 育児・介護・配偶者同行（対象は職員の休業等に関する諸規則に準ずるものとする。）による休学の場合。
- c. その他、研究科長が教育上、有効と認めた場合。

② 休学の開始、及び復学の時期：

半期授業の所要出席数を十分に満たすことのできる時期であること。

③ 当該科目の担当教員より、前期の合格相当の成績評価を得られること。

④ 休学申請書提出時に必要な書類：

- a. 【①a.に該当する場合】受け入れ機関等が発行する受け入れ証明書。留学期間や資格等を明記したもの。
- b. 休学に伴う通年授業の単位分割申請書。

⑤ 復学申請書提出時に必要な書類：

- a. 【①a.に該当する場合】その教育機関に在学していたことを証明する資料：在学証明書、成績証明書、学生証、成績表（票）、履修票（指導教員の受講サインがあるもの）等。場合によっては授業納入済証等でよい。学位を取得したり、卒業・修了の資格を取得している必要はない。

・資料原本は、教務係においてコピーを取った上、返却する。

- b. 復学に伴う通年授業の単位分割申請書。

⑥ 復学後の注意事項：

上記授業が修了要件授業である場合、後期では同じ授業科目の半期分を履修しなければならない。ただし、もしそれが開設されていない場合には、それに相当する授業の半期を履修しなければならない。

※申請は教務係にて行うこと

4. 博物館学課程（学芸員資格）

博物館法施行規則に定める科目			本学における開設科目			
科目		単位数	科目	単位数	開設	備考
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	大美	
	博物館概論	2	博物館概論	2		
	博物館経営論	2	博物館経営論	2		
	博物館資料論	2	美術館資料論	2		
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2		
	博物館展示論	2	企画展示論	2		
	博物館教育論	2	博物館教育論	2		
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2		
	博物館実習	3	美術館実習 A・B	3		A・Bいずれかを修得
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学	8	日本美術史概説	シラバス参照	美	合計 8 単位以上を修得
			東洋美術史概説			
			西洋美術史概説			
			西洋美術史演習			
			日本工芸史概説			
			彫刻概論			
			工芸理論			
			漆工史			
			東洋陶磁史			
			染織工芸史			
			デザイン概説			
			日本・東洋建築史			
			西洋建築史			
			文化財保護概論		音	
			現代芸術概論			
			文化人類学			
			音響学			
			芸術文化環境論			
			西洋音楽史			
			日本・東洋音楽史			
			楽器学			
			西洋音楽史概説			
日本音楽史概説						
東洋音楽史概説						
音楽民族学概説						
音楽音響学						
芸術情報概論	芸					

※他大学出身者で、本学での学芸員資格取得を希望する者は、選択科目 8 単位を全て本学で履修しなければならない。

- (備考)
- 1 表記中「大美」は、大学美術館開設科目を示す。
 - 2 表記中「音」は、音楽学部開設科目を示す。
 - 3 表記中「美」は、美術学部開設科目を示す。
 - 4 表記中「芸」は、芸術情報センター開設科目を示す。

○ 学芸員資格について

博物館や美術館などには、博物館法に基づき資料の収集、調査、研究、保管、展示、教育普及などに関する専門的職務を行う者として、学芸員が置かれている。

学芸員となる資格を得るためには、学士の学位を有し、博物館法施行規則に定める博物館学に関する単位を取得していなければならない。

本学では、学芸員資格取得の科目として上記の表のとおりを開講している。学芸員資格取得を目指す者は、授業計画（シラバス）を熟読して内容をよく理解したうえで、各自の研究分野での学修との両立を考慮して、1年次から計画的に履修すること。

なお、近年では学芸員職の採用試験は極めて倍率の高い難関なので、学芸員を目指すならば、資格に加えて、各自の専攻分野における知識・技能・経験を深めるための積極的な学修が必要である。

○ 課程表について

1. 必修科目は表に示した科目を全て履修すること。
2. 美術館実習は、他の必修8科目の単位を全て取得してから受講することが望ましいが、美術館実習と同年度中に全ての単位を取得できる見込みがある者は履修可能。
3. 博物館経営論及び美術館実習は、集中講義で行う。（博物館経営論は1年次で履修しておくことが望ましい。）
4. 選択科目は、本学における開設科目の中から8単位以上を修得すること。
5. 博物館学課程（学芸員資格）の科目を履修しても、国際芸術創造研究科の修了要件単位には含まれない。
6. 所定の単位を修得し、学士の学位を有する者については、学芸員資格証明書を交付する。（学芸員資格証明書は申請しないと交付されないので、注意すること。（申請受付は修了年次の12月に行う。手続方法は掲示等で通知する。））
7. 本学の博物館学学芸員課程は、美術系博物館・美術館および美術資料の取り扱いに重点を置いているので、他大学で履修した必修科目のうちで、本学で認定される科目は限られる（下記参照）。

○ 他大学等において修得した博物館学課程（学芸員資格）科目について

他大学で博物館学課程科目の単位を修得し、本研究科に入学したもので、学芸員資格の取得を希望する者は、以下の科目のみ、修得済みの単位を申告することができる。

・申告できる科目（博物館学学芸員課程の一覧表を参照）

生涯学習概論，博物館概論，博物館経営論，博物館情報・メディア論，
博物館教育論

（この場合、認定という形はとらないが、履修登録時または学芸員資格証書の授与申請時に出身大学で単位取得の証明を受けられることが確認できれば、本学で再履修の必要はない。なお課程表下の注釈にあるように、他大学出身者で、本学の学芸員資格取得を希望する者は、選択科目8単位を全て本学で履修しなければならない。）

5. 学生生活

(1) 学内在留時間

1) 通常時：平日、土・日曜日、祝祭日を問わず、7：30～21：00

2) 休業期間

①夏季 ○平日・土曜日： 7：30～20：00

○日曜日・祝日、夏季休日（学長が指定する8月中の9日間休日）
：登校禁止

②冬季（12月29日～1月3日）：登校禁止

③春季：平日、土・日曜日、祝祭日を問わず、7：30～20：00

下校時間を厳守すること。また、入学試験実施その他による登校禁止等については、その都度、掲示により連絡する。

千住校地においては、入構は上記在留時間の終了の30分前までとなっている。入構可能時間内で正面自動扉が施錠されている時に入構する場合は、自動扉脇の通用口を、学生証を用いて解除して入ること。

また上野校地において、上記在留時間内で教員室が閉まっている時に院生室を使用する場合は、守衛所で学生証と引き換えに院生室の鍵を借りること。

なお他の学部・研究科の施設や附属図書館、各センター等を利用する場合には、それぞれの定めるところに従うこと。

(2) 事務センター

各種事務手続は、特別の指定のあるものを除き、下記の場所で、平日（月～金曜日）の所定の時間内に行うこと。

千住校地： 千住校地事務センター（千住校地1階）

上野校地： 国際芸術創造研究科教員室内（大学会館2階）

(3) 連絡・伝達事項

教員室、あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示により行う。

○ 構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合及び多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○ 電話での問い合わせ

- ・学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外、一切行わない。
- ・学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには、一切応じない。

(4) 授業料の納入

・納入方法は原則として口座振替（自動引落）となっているので、振替日前までに必要金額を入金しておくこと。

・振替日は、前期分5月27日、後期分11月27日（土日祝日にあたる場合は、翌営業日）である。

(5) 学生証

- ・本学学生として常に携帯すること。
- ・有効期限は2年間である。留年等で更新手続きが必要な場合は所定の手続を取ること。
- ・改姓、住所変更等、記載事項に変更が生じた場合は、必ず届け出ること。手続については、(7) 各種手続を参照のこと。
- ・本学学生の身分を離れた時は、すみやかに学生証を返還すること。
- ・学生証の違法使用（他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等）があった場合は、大学として厳しく処分する。
- ・学生証を紛失した場合は、学生課学務係へ再交付を願い出た上、所定の手数料を戦略企画課で納付すること。（学生課、戦略企画課はいずれも上野校地事務局にある。）

○通学定期券

- ・学生証、通学定期券発行控及び各駅にある申込用紙を駅の窓口に出し、購入する。
- ・住所変更に伴い、通学経路の変更をしたい場合は、通学区間変更の手続を事務センターで行うこと。

(6) 証明書等

次の証明書等については、証明書自動発行機で発行すること。証明書自動発行機は、上野校地では学生課内に、千住校地では入口自動ドア脇に設置されている。稼働時間と発行できる証明書の種類については、ウェブサイトを確認すること。

○学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- ・学割は証明書自動発行機で発行できる。
- ・学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭に置くこと。
- ・1人につき年間10枚まで使用でき、発行日より3ヶ月間有効である。ただし、1月1日以降に発行したものは3月31日を有効期限とする。
- ・学割を利用するときは、常に学生証を携帯すること。
- ・学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となることもあるので、絶対に行わないこと。

証明書自動発行機で発行できない各種証明書の発行は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入し、事務センターへ申し込むこと。和文証明書の場合は発行までに3日間程度、英文証明書の場合は約1週間を要する。相談が必要な証明書については、事務センターに問い合わせること。

学生の個々の理由（手続の遅れ、差し迫った必要度等）に応じて証明書を発行することはできないので、必要な手続は早めに行い、提出期限を守るように、各自が心がけること。

(7) 各種手続

- 以下の変更手続はCampusPlanで案内しているウェブフォームから行うこと。

学生本人	氏名
	住所
	電話番号（自宅・携帯）
	メールアドレス
保証人	氏名
	住所
	電話番号（自宅・携帯）
	メールアドレス
	勤務先名称
	勤務先電話番号

- その他の手続

下表に示した各種手続は、事務センターで行うこと。病気・怪我等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。（身分異動に関する手続は、必ず学生本人が行うこと。）

休学申請書	病気・ケガ等の場合は診断書を添付する。 ＜大学院学則32、33、34条＞参照
復学申請書	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。＜大学院学則第35条＞参照
退学申請書	受理された後、学生証を返還する。＜大学院学則第37条＞参照
旧姓使用申出	戸籍抄本等を添えて申出る。

(8) その他

- 現金等の貴重品は、各自が責任をもって管理し、盗難防止に務めること。特に学生証やキャッシュカードは悪用される恐れがあるので、十分注意すること。
- 教室等に許可なく私物を置かないこと。許可なく置かれたものについては、紛失等があっても、大学では、一切責任を負わないので注意すること。
- 学内においては、火気の無断使用を厳禁とする。喫煙は定められた場所で行い、火の元には十分注意すること。
- 本学の駐車スペースは極めて限られているので、学内への車両の乗り入れは原則として禁止とする。荷物の搬送等、やむを得ない状況により車両乗り入れの必要がある場合は、事前に許可を得ること。
- キャッチ商法、マルチまがい商法等のいわゆる悪徳商法、インチキ商法には十分注意すること。電話や街頭での巧みな勧誘等にのることなく、断るときはきっぱりと断ること。また、安易に署名・捺印等をしないこと。
- 度を越した飲酒は厳に慎むこと。
- 大麻・マリファナ等の薬物には、絶対に手を出さないこと。
- その他、以下のURLの「学生便覧」によく目を通すこと。

http://www.geidai.ac.jp/life/gakusei_binran

6. 規則

(1) 東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年4月28日

最近改正 令和3年7月15日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

(4) 国際芸術創造研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程	博士後期課程
	専攻名	専攻名
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	アートプロデュース専攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。ただし、映像研究科長及び国際芸術創造研究科長は、当該研究科の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。

3 研究科の授業及び修士論文(専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。)又は博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
国際芸術 創造研究科	アートプロデュース専攻	10	20	アートプロデュース専攻	5	15
	計	10	20		5	15

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 美術研究科及び音楽研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3) 開校記念日 10月4日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

- 2 前項第4号の休業日は、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

【（注）休業日は毎年度変更されるので、当該年度の学事暦で確認すること。】

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

（標準修業年限）

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

（在学年限）

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

（教育方法）

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

（履修方法等）

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が別に定める。

- 2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則（以下「本学学則」という。）の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表（第80条関係）については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、実習及び実技	一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の併用により行う場合
国際芸術創造研究科	15	15	30	2つの授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合は、それぞれの授業時間数をx、yとすると、 $ax+by$ （a:1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値、b:同じく45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値）が45となるようにx及びyの時間を定める。3つ以上の授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。

（他の大学院における授業科目の履修）

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあっては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第17条 【略】

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 【略】

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

- 2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文（研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。）を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

（入学の時期）

第24条 入学（編入学及び再入学を含む。）の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第31条 【略】

（休学）

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

（休学期間）

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

- 2 特別な理由があるときは、休学願を提出し、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

- 3 休学期間は、第12条に規定する在学年数に算入しない。

（復学）

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

（退学）

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

（留学）

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、留学願を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

（除籍）

第39条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
(5) 行方不明の者

第40条～第42条 【略】

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 【略】

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があつた場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限5月31日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全部又は一部を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良の者

(2) 学力劣等の者

(3) 正当の理由なく出席常でない者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則 【略】

附 則 この学則は、令和3年7月15日から施行する。

(2) 東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科規則

制 定 平成28年4月1日
最近改正 平成30年3月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第1条の2 研究科は、芸術と国際社会との関係性や国内外の情勢変化等を踏まえ、世界的にも評価の高い我が国の芸術文化価値や既に固有の存在として確立されている芸術諸分野の学術基盤を最大限に活かしつつ、専門領域によって分化している芸術文化の様々な実践を横断的かつ有機的に結びつけながら、新たな芸術価値を創造し、国際的に展開できる先導的な実践型人材育成や、芸術文化力を活かした新たなイノベーション創出・社会革新等をもたらすことのできる人材の育成を目的としている。

(課程)

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という

(専攻)

第3条 博士課程の専攻は、アートプロデュース専攻とする。

(指導教員)

第4条 研究科教授会は、学生の所属する専攻に応じて研究指導教員を定めるものとする。

(成績評価基準等)

第5条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第6条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第7条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び研究科（博士後期課程）履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

第2章 修士課程

(履修方法)

第8条 修士課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 前項の選択科目の履修に当たっては、指導教員の指導を受けて、他研究科において開設する授業科目を履修することができる。この場合において、修士課程において修得すべき単位として認められる限度は、8単位以内とする。

(履修届及び研究計画の届出)

第9条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第10条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第11条 修士論文及び特定課題研究報告書（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時まで30単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げた者と研究科教授会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 修士論文等並びにその題目及び要旨は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士論文等の題目については、あらかじめ、研究指導教員の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第12条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の議を経て、修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第3章 博士後期課程

(履修方法)

第13条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから10単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第14条 学生は、学年の始めに指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第15条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(博士論文等の提出)

第16条 博士論文及び実践活動成果報告書(以下「博士論文等」という。)は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時まで10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げた者と研究科教授会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び試験)

第17条 博士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の審議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の定めるところによる。

別表(第5条関係)

評 価 基 準			
秀	100~95	A s	5
優	94~80	A	4

良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(3) 東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年4月28日
最近改正 平成31年3月28日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学位規則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻分野の名称、授与条件

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(1) 【略】

(2) 修士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	学位（専攻分野）	
		和文	英文
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	修士（学術）	Master of Philosophy

(3) 博士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	学位（専攻分野）	
		和文	英文
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	博士（学術）	Doctor of Philosophy

(学位の授与要件)

第3条 【略】

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3～4 【略】

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

(修士課程学生の修士論文等審査の願出)

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

第5条 【略】

(学位論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会）

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

（試験の方法）

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

（課程修了の審査）

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

（審議の報告）

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第11条～第14条 【略】

第4章 学位の授与等

（学位の授与）

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

（学位名称の使用）

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

（学位の取消し）

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の意見を参考として、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（1）不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する票決を行う場合には、第9条第2項の規定を準用する。

第18条～第22条 【略】

附 則 【略】